明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務七二）　一
○地方特例交付金に関する省令の一部を改正する省令（同七三）　一
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同七四）　一

省令

○総務省令第七十二号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月二十三日

総務大臣　新藤　義孝

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第六号中「発行について同意又は許可を得た地方債」の下に「（発行について地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」を加え、同項第八号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改める。

第五条第一項の表第二号中「緑資源公団の所管する林野を除く。）」を「独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）の所管する林野を除く。）」に、「平成二十二年八月一日」を「平成二十二年四月一日」に改め、同表第五号中「平成二十三年四月一日」を「平成二十五年四月一日」に改め、同表第三十三号中「（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）」、「（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）」及び「（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。）」を削り、同表第四十号各号列記以外の部分中「昭和五十六年度から」を「昭和五十七年度から」に、「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「昭和五十六年度以降において発行について同意又は許可を得たもの（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十一項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）」に、「昭和五十六年度以降に発行について同意又は許可を得たもの」を「昭和五十七年度以降に発行について同意又は許可を得たもの」に改め、同表第四十二号中「昭和五十六年度」を「昭和五十七年度」に改め、同表第四十三号中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に改め、「地方道路等整備事業債に係る地方債」の下に「（以下、「平成二十二年度補正予算債」という。）」を加え、「並びに平成二十三年度」を「、平成二十三年度」に、「公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」を「公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債（以下「平成二十三年度補正予算債」という。）で、総務大臣が指定したものに係る額並びに平成二十四年度において「平成二十四年度国の補正予算（第一号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十五年二月二十六日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）、「平成二十四年度国の一般会計の予備費及び経済危機